

家族政策に関する日本の研究動向と介護者の位置

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文学部 公開日: 2012-05-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三富, 紀敬 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00006658

論 説

家族政策に関する日本の研究動向と 介護者の位置

三 富 紀 敬

はじめに

家族政策に関する日本の研究成果は、福島正夫編『家族一政策と法一』（東京大学出版会、全7巻）の第2巻『現代日本の家族政策』（1976年）と第6巻『近代日本の家族政策と法』（1984年）に示されるように1970年代中葉以降に公開される。これらの著書では、「家族問題」や「家族の問題」に関する「国家と社会の関与」が家族政策あるいは「人口（＝家族）政策」として定義された上で、分析が施される。広い定義が加えられることから、例えば第2巻は、「家事調停制度の現状と展望」を始め「老人福祉法の成立とその意義」「児童福祉法の制定とその意義」「労働力政策と婦人労働」あるいは「日本の人口政策」などの諸章を以て構成される。家族政策に関する古典的な名著と称される外国文献や国際比較研究の成果が、家族政策を論ずるに当たって引き合いに出されることはない。また、後の調査研究との関わりでは、成果の刊行された時期とも相俟って少子化を意識する作業ではない。

家族政策に関する日本の調査研究は、1980年代以降に年次を重ねるに従って広がりを出す。研究の問題関心は、少なくとも90年代以降に関する限り幾つかの貴重な成果を除いて専ら出生率の低下と少子化対策に注がれる。同様に、70－80年代における研究成果との関わりでは、日本とは明らかに異なって出生率の上昇を記録するヨーロッパ諸国に関心が注がれ、これらの国々における家族政策が分析の対象として広く登場する。たとえば内閣府の主催になり、阿藤誠早稲田大学特任教授がコーディネートを務めた「少子化対策を考える国際シンポジウム－日本、スウェーデン、フランス－」（2007年3月7日、於国際大学 ウ・タント国際会議場）は、「両国の家族政策」、すなわち、スウェーデンとフランスの家族政策が「日本の少子化対策の強化にどのように役立つかという視点から、議論を展開した」とされ、シンポジウムに用いられた家族政策の表現は、「子育て家庭を支援するための社会政策」⁽¹⁾であるとの定義が与えられる。

これは、『社会政策国際百科事典』（2006年）に示される定義、すなわち、「家族政策は定義について確たる合意のない用語である。…この用語は、標準的には子どもを持つ家族に影響を及ぼす政策に限定されることから、高齢者を対象にする政策は、常にとは言い難いとはいえ標準的には

除外される」⁽²⁾との説明に照らして重なり合う。国際シンポジウムに用いられた「子育て家庭を支援するための社会政策」と『社会政策国際百科辞典』に言う「子どもを持つ家族に影響を及ぼす政策」とを比較するならば、表現こそやや異なるとはいえ、家族政策の対象を子どもの養育に携わる家族に定めることにおいて共通する。

「日本の少子化対策の強化」の「視点」から日本で行われた家族政策研究は、実に膨大であり、その積極的な意義を認めることにやぶさかではない。同時に、家族政策に関するヨーロッパの1940年代初頭に公開された幾つかの古典的な名著には、「子どもを持つ家族」に止まらず障がい者や高齢者の介護に言及し政策的な対応を求める例も珍しくない。前者の家族負担を論じることに加えて、後者の家族負担も決して黙視していない。同じく1940年代後半から60年代には、これもヨーロッパ諸国の少なくない調査研究を通して要介護高齢者の家族支援が、精神障がい者の世話に当たる家族への支援とあわせて相次いで提起される。研究者が早くから高齢者介護に言及するばかりではない。ヨーロッパ諸国の家族団体や女性団体あるいは公的な諸機関は、70年代以降になると介護者に対する支援（Caring for carers, Aider les aidants）の制度化を少なくない調査結果を拠る所にしながらか主張し、人口の高齢化に伴う介護問題や介護者への政策対応を含む包括的な家族政策（Une politique familiale globale）への転換を求め始める。包括的な家族政策の見地からの国際比較研究も、こうした動きに促されながら70年代から業績を重ねる。スウェーデンと共に家族政策の短くはない歴史を刻むフランス政府は、これらの動きを受けて介護者への支援を家族政策の新しく優先度の高い主題として位置づけ、家族政策の定義を公式に変更する。同様の動きは、国際労働機関（ILO）の条約や経済協力開発機構（OECD）などの文書からも読み取ることができる。

欧米の家族政策に関する日本の研究は、出生率の低下とのかかわりに関心を集中することを通して、古典的な名著における介護はもとより介護者への言及を完全に忘れ去る。包括的な家族政策の見地から行われた国際比較研究の諸成果についても、全く知らないようである。さらには、フランス政府による介護者支援を念頭に置いた家族政策の再構成について全く知らないのであろうか、忘却の彼方に追いやったままである。

歴史研究が過去の問題を扱うとはいえ、優れて今日的な課題を念頭に行われてきたように、外国研究は、自国の社会問題に関する処方箋を描くことを意識しながら手掛けられるものであり、いっこうに出口の見えない少子化問題を念頭になされる家族政策研究の意義は、十分に認められる。少子化に歯止めを掛け出生率の上昇に転じて、雇用平等と出生率の上昇を同時に進める国々に熱い眼差しを送る動機も、理解できないわけではない。しかし、研究対象として選び取った国々の家族政策が「子どもを持つ家族」に止まらず介護者を含む諸階層を対象に再構成されている以上、こうした動向に僅かなりとも言及することなしに家族政策を論ずることは、外国事情の正確

な把握を抛り所にする作業として、そもそも許されることであろうか。また、問題関心が少子化に絞り込まれることから避けられない古典的な名著の偏った読み取りと紹介も、はたして社会的な作法の一つとして許容される行為であろうか。まして、日本においては、平均寿命の延長とも相俟って人口の高齢化が少子化と共に急速に進んでいることを改めて思い起こすならば、家族形態の多様化とも重なりながら介護者の供給源を危うくしていることから、介護者問題への政策対応も少子化問題へのそれと同様に求められ、日本における介護者支援の政策化を念頭に置いた諸外国の家族政策に関する調査研究が、緊切の課題として新たに必要とされよう。

フランス政府による家族政策の再構成は、平均寿命の延長を伴う人口の高齢化に促された所産である。人口の高齢化がフランスを含む他の先進諸国よりも一段と急速に進む日本の実情を改めて思い起こすならば、フランスにおける家族政策の再構成の背景に想いを馳せながら、日本における家族政策研究の射程範囲について再検討しなければなるまい。

1. 家族（児童家庭）政策

栃本一三郎「家族政策を考える（1）－（5）－ソーシャルポリシーとしての家族政策－」（1990－91年）は、最初に「ソーシャルポリシーとしての家族政策は、one-generationだけの問題ではなく、異世代間Two-generationの…政策である」と定義を加えた上で、「従来の家族政策に関する議論では、結局のところone-generationポリシーの域を出ないし、内外を問わず、そもそもそのような発想が見当たらない」^③と、従来の日本はもとより諸外国の家族政策研究に厳しい批判を加える。氏の主張は、「高齢者の介護サービスの問題もやはり家庭という媒介項を抜きに政策を論ずることは出来ないのである」^④との認識を起点にするものであり、家庭あるいは家族の機能をそのように理解するならば、氏の指摘は正当である。しかし、家族政策研究が、国境を越えて出産や保育を問題にこそすれ高齢者介護を視野の外に完全に放逐してきたかといえ、それは、日本はもとより諸外国の研究者の名誉のためにも事実と明らかに異なると指摘しなければならず、短くはない研究史を正確に把握したものではない。氏の指摘に些かの批判も寄せられずに20年以上も放置されてきたことは、日本の研究者の一人として実に恥すべきことである。

栃本氏が日本の研究史さえ正確に把握していないことは、「高齢化社会対策としての家族政策」についても論ずる飯田哲也他編著『家族政策と地域政策』（多賀出版、1990年）はもとより、高齢者を含めて「家族政策の体系的樹立化」を主張する望月嵩他編『現代家族の危機－新しいライフスタイルの設計－』（有斐閣、1980年）などの成果を一瞥するだけでも明白である。

栃本氏が、日本の研究状況さえ正確に把握していないだけに、諸外国における研究動向の正確な理解なぞ期待することはできない。念のために、氏の論稿が公表される以前の広く欧米の業績

に絞って簡単にでも紹介をしておきたい。ノーベル賞受賞者でもある A. ミュルダール (Alva Myrdal) の国際的にも良く知られ、家族政策研究では多くの論者によって繰り返し言及される古典的な名著『国家と家族—民主的家族・人口政策におけるスウェーデンの経験—』(1941 年、1945 年、1947 年、1968 年他) は、後にも立ち入って述べるように第 2 部第 19 章「高齢者を含む障がい者の社会保障とソーシャルケア」と題して、高齢期の所得保障と住宅、介護施設及び在宅サービスについて検討する⁽⁹⁾。あるいは、アメリカの家族政策研究者として良く知られるか S. B. カーママン (Sheila B. Kamerman) 他『家族政策—14 カ国の政府と家族—』(1978 年) も、介護者 (Caretakers) の表現を用いた上で、女性が介護を担う上で助言やカウンセリング、介護技術訓練あるいは情報の提供等が必要であると述べる⁽¹⁰⁾。介護者を対象にする支援を家族政策の国際比較を主題とする共著の中で論ずるのである。W. デュモン (W. Dumon) 他⁽¹¹⁾の集団労作としてヨーロッパ共同体委員会 (Commission of the European Communities, CEC) に提出された報告書『ヨーロッパ経済共同体加盟諸国の家族政策』(1990 年) も、介護者 (Carers) の表現を用いながら、多くの場合に女性に担われる介護の現状に政策的な対応が求められると指摘する⁽¹²⁾。

あるいは、フランスの人口高等会議 (Haut Conseil de la Population et de la Famille, HCPF, 2009 年 6 月以降に家族高等会議に名称を変更、Haut Conseil de la Famille) の報告書『ヨーロッパの人口と家族政策』(1989 年) は、ヨーロッパにおける人口の高齢化に関する分析を踏まえた上で、女性が育児のために離職せざるを得ない現状を考えるならば、日常生活上の援助を要する高齢者の増加は、女性の職業生活に新しい障壁をもたらすことになりかねないとして、施設介護とあわせて在宅介護の多様な支援について提言する⁽¹³⁾。それは、世代間の連帯 (la Solidarité entre les générations) に他ならないと指摘する。同じくフランスの経済社会評議会 (Conseil Economique et Social, CES) の報告書『フランスの家族政策』(1991 年) も、家族の連帯は児童を主題にするに止まるわけにいかないのであって、平均寿命の延長と高齢者の日常生活上の援助の必要性を考慮に入れなければならない、と指摘する⁽¹⁴⁾。最後に、委員会の責任者を務めた P. ショプラン (Pierre Schopflin) の名を冠してショプラン報告として知られる『要介護と連帯—高齢者へのより良い援助—』(1991 年) は、「家族への支援、より広くは日常生活上の援助を要する高齢者の世話に当たる全ての介護者 (les Aidants) に対する支援は、要介護高齢者の地域における暮らしを支え、これを助けようとするならば、拡充しなければならない」⁽¹⁵⁾として、介護者の負担に言及するに止まらず、すすんで介護者の支援 (Aider les aidants) を明確に打ち出す。フランスの 1986 年以降における調査研究の成果⁽¹⁶⁾を正当に踏まえた提起である。

以上に紹介の 6 冊の著書や報告書のうち最初の 2 つは、いずれも家族政策に関する古典的な名著であり、あとの 4 つは、家族政策の母国と尊敬を込めて称されるフランスとスウェーデンを含む広くヨーロッパの国々を扱った、しかも、公的な機関が策定し、あるいは、そうした機関に提出さ

れた報告書である。これらの6冊は、既に紹介したように栃本氏の表現を借りて言えば「one-generation だけ…」ではなく「異世代間Two-generationの…」問題も正当に視野に収めて論じている。これまでの家族政策研究は、異世代間の問題とこれへの政策対応について「そもそもそのような発想は見当たらない」との氏の批判は、このように氏の論稿の公表された1991年までの期間に限定し、さらに、僅か6つの成果を振り返っただけでも、その根拠を完全に失うに違いない。いかがであろうか。諸外国の実によく知られた研究者はもとより公的な諸機関は、氏の言うところの「そもそもそのような発想」を持たないわけではなく、広い視野と具体的な分析を踏まえて世代間の連帯に関する詳細な提言を早くから行って来たのである。

批判がそもそも許されないわけではもとよりないとしても、過去の実に良く知られた業績を把握した上で見解を示して戴きたいものである。地に足の着かない批判など無用な誤解を招くだけであり、家族政策の発祥の地である諸外国の研究動向はもとより、日本でも公表されてきた成果さえ踏まえられないままの批判を加えるだけに、何とも恥ずかしささえ覚えざるを得ない。

阿藤誠編『先進諸国の人口問題—少子化と家族政策—』（1996年）は、編著の副題にも示されるように「出生率に直接・間接に影響を及ぼす施策の全体を家族政策（family policies）と総称し…」⁽¹²⁾ した上で、スウェーデンをはじめとした4カ国（イギリス、フランス、ドイツ）の家族政策について検討する。家族政策に関する定義は、編者による直接の言及の他にも、編著に収められた各章のタイトル、すなわち、「先進諸国の出生率の動向と家族政策」を始め「スウェーデンにおける出生率変化と家族政策」「イギリスの人口・出生率と家族政策」「フランスにおける出生・家族政策とその効果」あるいは「ドイツにおける出生率と家族政策」などからも容易に伺うことができる。家族政策は、「出生率」や「出生動向」に関する施策に限定される。このために家族政策は、「家族（児童家庭）政策」とも言い換えられる。あるいは、「ドイツの家族政策では、とりわけ『家族負担の調整（Familien-lastenausgleich）』に重点が置かれる」と述べた上で問題にされるのは、専ら「子どもを持つ家庭が持たない家庭に比べて経済的な不利益を被っているという認識…」⁽¹³⁾に限定され、「家族の負担」と言えども障がい児や障がい者を含む要介護者を抱える家族のそれは、完全に放逐される。

この見地は、阿藤誠氏を主任研究者として行われた厚生労働科学研究の成果、すなわち、「家族政策および労働政策が出生率および人口に及ぼす影響に関する研究」（1997年度、98年度）はもとより同「先進国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究（総括研究報告書）」（2000年度）にもそのまま踏襲される。

家族政策について専ら出生率との関係を拠り所に定義を加えることから、依拠する外国文献から読み取る内容にも当然のこととして偏りを伴う。

阿藤氏は、ヨーロッパ共同体加盟国の家族政策について調べ上げた報告書（1990年）を参考文

献の一つとして示す。正当な目配りである。しかし、この文献には、1960年代以降における施設介護から在宅介護への移行を背景に少なくない家族団体が、在宅介護と介護者への支援を家族政策の新しい方法として正当に位置づけるように主張していることなどについて正確な紹介が施されているにもかかわらず、しかも、介護者を意味する比較的新しい表現としてのケアテイカーズ（Caretakers）やケアラーズ（Carers）の表現を用いながら論じている箇所が確かめられる⁽¹⁴⁾にもかかわらず、これらには一切言及することなく、専ら出生率に関わる家族政策の紹介に終始する。この報告書が出生や育児に関する制度に止まらず、なぜ介護に言及するかと言えば、家族政策は、阿藤氏の定義とは異なって家族のために採用される施策である⁽¹⁵⁾と広い定義を加えているからである。しかも、この定義は、調査研究における一般的な慣例に習って報告書の冒頭に示され、その後の具体的な分析の拠り所とされる。

阿藤氏は、ヨーロッパ家族政策監察機構（European Observatory on National Family Policies, EONFP）の報告書も参考文献の一つとして利用する。機構の取りまとめた報告書にも、高齢者のもとより障がい者の日常生活上の援助に携わる介護者と関係施策が紹介される⁽¹⁶⁾。しかし、氏は、これらの施策についても一切言及しない。これも容易に想像されるように阿藤氏が、家族政策を狭く捉える理解の産物である。

阿藤氏と全く同じ問題は、第5章のフランスについて執筆した小島宏氏にも認められる。氏は、経済社会評議会の報告書『フランスの家族政策』（前出）を参考文献の一つとして利用する。この国における経済社会評議会の位置に想いを巡らせるならば、誠に適切な目配りである。しかし、肯定的な評価は、残念ながらこの限りである。報告書は、「フランスの家族政策に関する評価と望まれる拡充」と題する第3部の末尾において「家族の連帯は多数の子どもに関係するだけではない。…平均寿命の延長と共に日常生活上の援助を要する老親の世話に携わる若い大人たちの問題もますます重要である」⁽¹⁷⁾として、家族政策の再構成について指摘する。しかし、小島氏は、高齢者介護について一言なりとも触れない。

もとより小島氏は、人口の高齢化を念頭に置いた家族政策の再構成に関する報告書の言及について知らないわけではない。氏が『海外社会保障情報』に寄せた個人論文「家族政策の基本原則（上）（下）」（1994年、95年）は、経済社会評議会の先の報告書に記載された全国家族団体連合会（Union Nationale des Associations Familiales, UNAF）の10項目からなる意見書に言及し、6項目に示される「高齢化に関する政策の家族政策への統合」⁽¹⁸⁾について紹介する。意見書に言及する限り当然といえば当然の行為であるとはいえ、正当な目配りである。氏は、個人論文の中で家族政策を国際社会保障協会（International Social Security Association, ISSA）の定義に習って「一国あるいは地方の政府が家族の福祉と機能強化のために、何らかの手段を以て、一単位としての家族またはその成員に対して直接間接の影響を与えようとする意図、またはその意図を

持った行為」⁽¹⁹⁾と定義しており、専ら子どもを持つ家族あるいは子どもの出生を望む家族に絞って家族政策を定義づけるわけではない。経済社会評議会の報告書における高齢化問題への言及を一部であるとはいえ忘れることなく視野に収めて紹介をしたことは、元を質すならば家族政策に関する広い定義を個人論文において採用したことに由来する。

では、阿藤氏の編集になる著書の分担執筆の中で小島氏は、なぜ高齢化の進展に伴う家族政策の再構成に一言なりとも言及しなかったのであろうか。それは、編者による家族政策の定義、すなわち、「出生率に直接・間接に影響を及ぼす施策の全体を家族政策（family policies）と総称…」⁽²⁰⁾する立場を分担執筆者として尊重し、これに従ったからであると考えられる。編著の副題に付けられた「少子化と家族政策」について統一した比較分析を行うために、止むを得ない選択であるように考えられる。しかし、重大な問題は残る。高齢化の進展を念頭に置いた家族政策の再構成に関する経済社会評議会の報告書における指摘は、90年代初頭においてもけっして例外的なそれではなく、広く認められ、20世紀末葉から21世紀初頭にかけて制度としても実を結ぶからである。

たとえばフランスの第10次計画（計画期間1989－92年）の一環として策定されたショプラン報告は、高齢化問題を包括的に扱いながら介護者の支援についても提言を行った報告書である⁽²¹⁾。また、この2年後に公開された省庁間調査科学実験機構（La Mission Interministerielle Recherche-Expérimentation, MIRE）の報告書『高齢者一扶養、介護と家族連帯に関する国際比較一』（1993年）も、高齢者や障がい者に対する日常生活上の援助の殆どは家族に担われるとした上で、イギリスをはじめとした他の国々における介護者（Aidants informels, Aidants familiaux, Aidants）への支援について詳しい紹介と分析を行う⁽²²⁾。こうした動きは、21世紀に入っても継承され一段の広がりを示す。会計検査院の報告書『要介護高齢者』（2005年）あるいは経済社会評議会『援助と世話に関する平均寿命延長の影響』（2007年）なども、ヨーロッパ3カ国（ドイツ、スウェーデン、イギリス）の政策経験にも言及しながら介護者への支援について提起する⁽²³⁾。これらの提起は、イギリスやアイルランドあるいはオーストラリアなどの国々と明らかに異なって1986年から88年にかけて漸く小規模な地域調査として着手され始めるフランスの介護者調査⁽²⁴⁾はもとより、国際比較を含む家族政策研究の成果⁽²⁵⁾に後押しされながら、これらを正当に継承するものである。

フランス政府は、2006年の家族会議を「世代間の連帯」と題して開催し、介護者の役割を公式に承認した上で介護者を直接の対象にする6種類の支援について提起する⁽²⁶⁾。提言は、前年までの家族会議による提言と同じようにその後順次法制化される。さらに、政府は、介護者に対する支援を家族政策の新しく優先度の高い主題の一つとしてホームページ上においても位置づけると共に、家族政策の形成と展開についてわかりやすく紹介する年表においても介護者の支援について明示する⁽²⁷⁾。同じフランス政府の作成になるとはいえ、家族政策の2003年までの形成と展開について跡づけた年表には全く示されなかった内容である⁽²⁸⁾。研究の中で開発された包括的な家族政策

の表現を用いて言えば、フランス政府は、この年表を通して包括的な家族政策への転換を公式に表明したことになる。

人口の高齢化を視野に収めて介護者への支援を正当に位置づける家族政策の再構成に政府が明解な立場を表明したことから、家族政策に関するフランスの一般書はもとより大学で用いられる教科書も、介護者への支援に少なくない頁を割くようになる⁽²⁹⁾。

フランス政府と同様の対応は、国際機関や国際団体の比較的最近の公式文書からも確かめることができる。

ヨーロッパ連合委員会 (Commission of the European Communities) の文書『世代間の連帯の促進』(2007年) が、その一例である。この文書は、「加盟国による家族政策の採用に向けた動向」と題する節の冒頭において「家族生活の支援に関する多様な政策」として3つの柱を紹介する⁽³⁰⁾。まず、子あるいは他の扶養家族に関わる費用の手当もしくは税による補てん、さらに、保育サービスや高齢社会における要介護者へのサービス、最後に、休暇制度を含む労働諸条件、これらである。見られるように要介護者を対象にするサービスが、保育サービスなどとあわせて明示される。家族政策が、専ら子どもの出生や養育に関わる政策に止まるわけではなく、高齢者介護も包括すると理解すればこそその指摘である。また、最後に示される労働諸条件は、男女の雇用平等を念頭に置いたものである。雇用平等は、女性が伝統的に担い続けてきた保育を問題にするだけでは実現不可能であり、保育と同じように女性が性別構成はもとより生活時間構成に照らしても傾斜的に担う介護を同時に政策課題として位置づけることで、言うところの休暇制度には、育児休暇と共に介護休暇も含まれる。

ヨーロッパ女性院外団 (European Women's Lobby) の文書『世代間の連帯に向けて—アクティブエイジングと世代間の連帯を目指すヨーロッパ2012年の為の民間非営利団体からの提言—』(2008年) も、家族政策と題する章を立てた上で、その冒頭において子どもや孫の保育、障がい者や高齢の要介護者の介護について指摘する。さらに、「家族政策は、…ときとして幼い子どもを持つ両親を支援する政策に限定されるけれども、…要介護高齢者を抱える家族のニーズの充足にも対応しなければならない。要介護高齢者の世話を挙げて家族介護者に委ねるならば、介護者の社会的包摂や健康あるいは両性間の平等を危うくする。結果は、介護者の貧困化であり、身体的あるいは精神的な疲弊である。介護者の多くは女性によって構成されることを忘れるわけにいかない」⁽³¹⁾と指摘する。このようにヨーロッパ女性院外団も、家族政策に関する狭い定義に別れを告げて広い定義を採用する。保育サービスなど専ら子どもを持つ両親を念頭に置けばかりで、保育と同様に家族生活の一つをなす介護を視野の外に置き去りにするのでは、家族政策の伝統的な目的、すなわち、所得の再分配を通じた所得格差の縮小は、1970年代以降における女性の労働力化に促されながら新しく掲げられた雇用平等の達成とあわせて、子どもを持つ両親に関する限り政策効果

を持ちえたとしても、保育とあわせて介護責任を負う、あるいは、介護に限られるとはいえ週20時間以上もしくは要介護者と同居をしながら日常生活上の援助を手掛ける家族に関する限り不可能であり、貧困化を招き寄せると理解するからである。

国際レベルの機関や団体の見地は、研究者によっても同様に示される。一例をあげよう。ヨーロッパの9つの大学と3つの家族団体で構成される組織（ファミリー・プラットフォーム、Family Platform）が、ヨーロッパ連合の資金を得て開催した討論会「ヨーロッパの家族と家族政策に関する調査研究の批判的検討」（2010年5月の3日間、於ポルトガルのリスボン大学）は、家族政策と題する分科会において妊娠と出産及び乳幼児に関するサービスについて論ずると共に、世代間の連帯を支える政策やライフコースの変化に対応する家族政策の形成についても検討を加える⁽³²⁾。また、高齢化と家族及び社会政策と題する分科会では、高齢者介護に費やされる総介護時間のおよそ80%は、多くの場合に家族からなる無償の介護者に担われるとの論点が、主要な論点の一つとして示される。フランスで生まれた用語としての世代間の連帯が、ヨーロッパのレベルで広く用いられると共に、介護者を直接の対象にする支援への関心の広がりや踏まえた家族政策の再構成を国際レベルの討論会から読み取ることは、至って容易である。

家族政策は、家族（児童家庭）政策と同義であるとして専ら出生率との関わりで論ずる阿藤氏らの理解に止まる限り、スウェーデンと共に家族政策誕生の国と称賛されるフランスの既で紹介した事態はもとより、広くヨーロッパのレベルにおける最近の動向を正確に理解するわけにいかない。家族政策に関する狭い定義に固執する以上、当初から視野の外に放逐されるからである。氏らの理解に拘泥する限り、家族政策に関する古典的な名著はもとより営々と築かれてきた短くはない研究史の正確な理解や紹介も、期待することができない。

2. 少子化対策としての家族政策

上村泰裕「家族政策の大転換は可能か？」（2004年）は、日本では「未曾有の水準の少子化に直面して家族政策の転換が必要とされている」との現状認識から出発しながら、育児休業制度と保育サービス及び児童手当の3つの政策手段に関心を集中して「家族政策の大転換」⁽³³⁾を図るべきであると主張する。見られるように氏は、「少子化対策としての家族政策」⁽³⁴⁾との理解に沿いながら分析を進める。日本における少なくない家族政策研究が伝統的に採用してきた定義を継承しながらの作業である。

氏は、日本における家族政策の国際的な位置を確かめるべくA.N.ゴーシェ（Anne Hélène Gauthier）が『国家と家族—工業諸国の家族政策に関する分析—』（1996年）の中で展開した家族政策類型論を紹介しながら、日本の家族政策が伝統家族に依拠しながら公的育児支援の小さなモ

デルに区分されると指摘する。その上で、日本の家族政策に求められる転換とは、この「伝統家族プラス非介入」モデルからの転換に他ならないと論ずる。氏の依拠した A. N. ゴーシェの主張に関する理解は、この限りにおいて正当である。

しかし、上村氏には、A. N. ゴーシェの著書について重大な見落としがある。女史は、家族政策が当初母親や子どもの保護に狭く限定されていたとはいえ、若い子どもを持つ家族から高齢者問題に政策の対象を変化させる傾向にあると指摘し、幾つかの国では、1975 年以降に母親や子どもの保護に止まらず介護を含む包括的な家族政策（Comprehensive family policy）を採用するに至ると指摘する⁽³⁵⁾。上村氏は、家族政策を少子化対策であると理解した上で、その政策手段を育児休業制度と保育サービス及び児童手当の 3 つに限定することから、女史の指摘する包括的な家族政策に全く無関心である。言い換えるならば氏は、1970 年代後半以降における家族政策の新しい動向に目を閉ざしながら女史の文献を利用するのである。氏の表現を擬えて言えば、日本において求められる「大転換」は、「家族政策の大転換」ではなく、外国研究を手掛けるに際しての問題関心の「大転換」に他ならない。そうするならば女史の著書を正確に読み取り、その今日的な意義を再発見した上で日本の問題を論ずることになろう。

『大原社会問題研究所雑誌』に掲載された都村敦子氏の論稿「家族政策・男女平等と社会保障」（2002 年）は、1960 年から 2000 年における家族の変容について出生率を始めとする 29 の諸指標に即して把握した上で、家族政策の動向と課題について男女平等の視点も入れながら分析したものである。家族政策が、労働力の女性化に促されて再構成されたことを思い起こすならば、男女平等の視点の挿入は、正当である。

氏は、「家族内の助け合い」は、「家族の構成員、特に幼児や児童の成長と発達にとって、また高齢者や障害者や病人等のケアにとって、不可欠な要素であり続ける」とした上で、「家族政策とは、家族および家庭内の個人の基礎的ニーズに対応し、家族をサポートする国の政策である」⁽³⁶⁾と広く定義する。氏は、これに続けて家族政策が 3 つのカテゴリーに区分されるとして、第 1 に、婚姻を始め親子、離婚、未成年者の保護、児童扶養等、家族に関する法制、第 2 に、児童手当、税制の扶養控除、育児休業給付など、家計所得をサポートするための政策、第 3 に、保育サービスや要保護児童へのサービス、母子や父子家庭支援サービスなど直接的なサービスの提供、これらをあげる。さらに、家族政策の目的は、子どもの養育についての平等な機会を始め自立に困難を抱える家族への援助、家族的責任と職業生活の両立の確保、すべての成人の経済的な自立、多様なライフパターンを許容しうような条件の整備、男女平等の促進、これらであると述べる。

家族政策は、氏によれば上に紹介したように「家族をサポートする国の政策である」と広く定義される。これは、「家族内の助け合い」を「幼児や児童の成長と発達」はもとより「高齢者や障害者や病人等のケア」を含めて広く把握する見地と完全に一致する。にもかかわらず、家族政策

の3つのカテゴリーとして示される内容は、家族の形成と子どもの扶養に関連することに狭く限定され、そこに「高齢者や障害者や病人等のケア」に関するカテゴリーを見ることはできない。同じように家族政策の目的として明示される6つの内容には、子どもの養育に関わることに限定されることから、結果として高齢者や障がい者のケアに関する具体的な記述はない。かくして家族政策に与えられる定義は、家族政策のカテゴリーや目的と明らかな矛盾を示す。氏が、その後の分析において子どもの養育や教育に伴う経済的負担の軽減を始め仕事と育児の両立に向けた雇用環境の整備、保育サービスと子育て相談体制の拡充、これら3つを日本における家族政策の課題として定め、立ち入った分析を加えることに照らすならば、論稿の冒頭に示された家族政策に関する広い定義は、事実上放棄される。仕事と育児の両立を問題にこそすれ、仕事と介護の「両立に向けた雇用環境の整備」は、完全に忘れ去られるからである。氏は、「家族および家庭内の個人の基礎的ニーズ」に対応する「国の政策」を家族政策であると定めるにもかかわらず、問題にされるのは、専ら子育てに関するニーズへの対応に止まるからである。介護は、いったい「家族および家庭内の個人の基礎的ニーズ」に属さないのであろうか。言うところの「全ての成人の経済的な自立」は、子どもの誕生や成長と共に脅かされるだけではなく、何時果てるとも知れない介護負担を通して危うくなるのではあるまいか。あるいは、介護という「基礎的ニーズ」に対応する「国の政策」は、家族政策とはそもそも無縁の存在なのであるか。氏による説明は一切行われていない。

氏は、国際労働機関（ILO）の家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（156号条約、1981年採択）に言う「家族的責任とは子どもに対する責任だけではなく、保護または援助が必要な子以外の家族に対する責任も含まれる」として、「看護・介護休業」⁽³⁷⁾をその一例に挙げる。156号条約に関する正確な理解である。しかし、氏が家族政策のカテゴリーとして示す内容には、育児休業が明示されるに止まり、「看護・介護休業」は示されない。あるいは、家族政策に関して氏が与えた広い定義に合致する条約の解釈であるとはいえ、続けて示される家族政策のカテゴリーには包括されない。

氏は、家族政策の動向と課題を扱う第2章において、まず家族に関する法制について論じ、次いで出産・育児に関する公的な経済的支援について述べる。このうち後者に関わっては、子育てに対する公的な経済的支援が前世紀初頭に始まったとして、G.ミュールダール（Gunnar Myrdal）の著書にまず言及する。しかし、G.ミュールダールの著書への目配りは至って不十分である。

G.ミュールダールは、著書の「まえがき」の中で以下のように指摘する。すなわち、妻のA.ミュールダール（Alva Myrdal）は、「本書で扱った諸問題の全体について非常に包括的な分析を準備している最中である。拙著は、社会家族政策（Social family policy）の一般原則の幾つかについて述べたに止まるのに対して、妻は、近々公刊の予定される著書の中で社会家族政策の多様な諸手

段について包括的で詳細な分析を施している」⁽³⁸⁾として、G. ミュルダール『人口—民主主義の問題—』(1940 年)に続いて公開され、1940 年代から 60 年代にかけて幾たびも版を重ねる A. ミュルダール『国家と家族—民主的な家族・人口政策に関するスウェーデンの経験—』(前掲)に目を通すことを勧める。A. ミュルダールの著書は、夫の G. ミュルダールが指摘するように「包括的で詳細な分析を施している」だけに、頁数も 400 頁を優に超す (1—441 頁+i-xiv 頁)。これに対して G. ミュルダールの著書は、200 頁を超すに過ぎない (1—237 頁+i-xiii 頁)。前者は、後者の 1.8 倍を超す頁数である。

2つの著書の相違は、もとより頁数に止まらない。頁数の大きな相違は、社会家族政策の「一般原則」を示すに止まるのか、それとも「包括的で詳細な分析」に進んでいるかの結果である。2つの著書は、共に予防的な社会政策 (Preventive social policy) あるいは家族政策 (Family policy) の用語を使用しながら、そこに盛り込まれる政策手段は異なる。A. ミュルダールが、実に包括的な提起を行う⁽³⁹⁾。G. ミュルダールが、自らの著書の冒頭に予告した通りである。包括的な提起は、以下の 16 項目から構成される。

(1) 教育は、新しい政策の発展にとって不可欠である。性教育はもとより家族問題に関する教育、妊娠調整と家族計画に関する教育などである。(2) 広く女性、とりわけ既婚女性の就業権の保護に向けた改革が必要である。母性と仕事との両立の難しさから、働く女性に結婚へのためらいが生まれる。働く女性が結婚し子どもを設ける権利の擁護は、家族の価値を脅かすものではない。家事の夫婦による分担、幾つかの家族による家事手伝いの共同雇用などによる家事の社会化、保育園と幼稚園の整備による保育の社会化が求められる。(3) 家族に子どもがいると追加の出費を避けることができない。多くのスウェーデン家族の貧困は、主に家族における子どもの存在に由来する。子どもの数を制限しようとする経済的な動機に歯止めを掛けるために、児童手当の制度化が求められる。かなりの程度の所得再分配が想定される。(4) 子どもの養育に必要な費用、たとえば出産費用を始め子どもの衣食住費あるいは医療費の負担を軽減するために、全ての母親を対象にする産前産後費用の無料化が必要である。乳幼児の死亡率は、家計所得の低い層で高く、これとは反対に家計所得の高い階層において低いという事実を忘れるわけにいかない。看護師による家庭訪問も、とりわけ農村地帯で重要である。(5) 家族の人員規模に応じた家賃と他の住宅費用の補助が行われ、子どもを設けることに伴う追加の住宅費用に対応しなければならない。3人以上の子どもを持つ家族のための公営住宅も必要である。それというのも、特に3人以上の子どもと暮らしながら都市に住む家族のおよそ半数 (47.4%) は、過密な住居状態を余儀なくされている。(6) 学校給食は、スウェーデンにおいて知られていないとはいえ、全ての児童に対する学校給食の無償化などを通して子どもの食費の縮減を図らなければならない。(7) 教科書の無償化と無料の交通手段などによる教育の無償化が、求められる。(8) 幼稚園教育の無償化、衣服の価格の割

引が必要である。(9) 休暇村の利用料の引き下げや夏の休暇キャンプの無料化などを通して家族休暇の費用を安くすると共に、関係施設の改善を図らなければならない。(10) 父親と母親双方を対象にする雇用保障を拡充しなければならない。(11) 子どもを持つ家族を対象にした所得税制度の再構成が必要である。(12) 計画的な保護者化 (Planned parenthood) が、民主的な政策の基礎として社会的に認知されなければならないのであって、妊娠と妊娠中絶に関する法律の弾力化が求められる。中絶は、処罰の対象であってはならない。(13) 母子家庭は、低所得であるがゆえに家政婦を雇い入れることができないことから、子どもの養育に必要な場合には雇い入れを認めて然るべきである。(14) 現代の貧困層に対する救済は、施設ケア (Institutional care) と在宅サービス (Home relief in kind) を含めて拡充されなければならない。(15) 高齢者世代の扶養と介護の責任 (Support and care of the older generations) は、徐々に家族から社会によって担われなければならない。息子たちは、高齢者の扶養と介護から自由であるのに対して、娘たちは、広く重い責任を負っている。年金とあわせて高齢者の施設ケア (Institutional care of the aged) や在宅サービスが、拡充されなければならない。特に貧困階層においては、以前に比べると在宅ケアよりも施設ケアに傾斜する傾向にあることを肯定的に受け止めなければならない。(16) 障がい者の施設介護は、近年かなり拡充されてきており、今後ともこの方向が期待される。

A. ミュルダールが述べたこれらの施策のうち、都村氏によって言及されるのは、唯一児童手当に過ぎない。「子ども家庭福祉サービス」を「出産・育児に対する公的な経済的支援」の項に続けて設けながら、そこに、スウェーデンの「子ども家庭福祉サービス」の歴史に関する言及は、全くない。各種のサービスはもとより、働く母親の雇用保障、高齢者や障がい者を対象にする介護についても一切述べられていない。結果としてA. ミュルダールが示す16項目の提言のうち児童手当に関する項目を除く15項目は、完全に黙殺される。G. ミュルダールの著書を引き合いに出すばかりでは不可能なことであり、G. ミュルダールが著書の「まえがき」に書き記す勧めをそもそもご存じないのであろうか。あるいは、知ってはいたが、勧めを無視した結果としてA. ミュルダールの著書に目を通さなかったのであろうか。理由はともかくとして、A. ミュルダールの著書を視野の外に放り出した結果である。

都村氏は、G. ミュルダールの著書を充分には理解していないと述べた。それは、「まえがき」をしっかりと読んでいないことに止まらない。G. ミュルダールは、著書の中で積極的な人口政策に言及し、その原則について明示する。第1に、望まない出産の防止であり、このために産児制限の公的な承認を進めなければならない。第2に、子どものいない家族や個人から子どものいる家族への所得移転を進めなければならない。第3に、児童福祉の拡充のためにも、所得再分配を進めなければならない。最後に、高齢者をその子どもが養うという考えはもはや時代遅れであり、社会による高齢者の扶養への転換を行う時代である。このうち最初の3つは、内容に照らして容易に理解

されるように子どもの出生と養育に関わり、最後の一つは、高齢者に関する施策である。先に紹介したように A. ミュルダールが示す 16 項目のうち最初の 14 項目は、G. ミュルダールのいう 4 原則のうち最初の 3 つを抛り所に具体化されたものであり、末尾の 2 項目は、最後の 4 つ目の原則を基調にする。

都村氏は、G. ミュルダールが示した 4 つの原則をもれなく理解していたならば、家族政策のカテゴリーや目的を子どもの出生や養育に狭く限定することもなく、高齢者に関する政策を含めて包括的な定義を与えることになったに違いない。また、そうしてこそ家族政策に関して氏の与えた包括的な定義とも首尾一貫する。しかし、残念なことにそのような道は選び取られていない。出生率に問題関心を絞り込みながら家族政策のカテゴリーや目的を論じた結果である。

3. 子どものいる家族と家族政策

鶴宏史「家族政策研究（その 1）— 家族政策の概念と今後の課題に関する考察 —」（2006 年）は、欧米における家族政策の概念と家族政策の主要な論点について概観をした上で、今後の課題について提示することを目的に書かれたものである。

氏は、家族政策の歴史的な展開を 4 つの段階に区分した上で、1970 年代半ばから 80 年代後半を第 3 期に位置づけ、1979 年の国連総会における「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の採択に加えて、国際労働機関の 156 号条約に言及する。両条約は、氏によれば「『男女平等』『子育てにおける父親の役割』などが強調された」⁽⁴⁰⁾と評される。

確かに国際連合の条約が「家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、…子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要である」⁽⁴¹⁾と認識し、あるいは、156 号条約には「被扶養者である子に対し責任を有する男女労働者」⁽⁴²⁾を問題にしていることは、確かな事実である。しかし、156 号条約に示される「家族的責任」は、「被扶養者である子に対する責任」に止まらず、「介護または援助が明らかに必要な他の近親の家族に対して責任を有する男女労働者」⁽⁴³⁾も同じく視野に収める。条約の第 1 条第 1 項と 2 項に明示される通理である。国際労働機関の「家庭責任を持つ女性の雇用に関する勧告」（123 号、1965 年）が、女性の家族責任を問題にする場合に専ら保育を視野に収めるに過ぎないことについて改めて振り返るならば、156 号条約における介護への関心は、男性の家族責任を新たに問うたこととあわせてけっして忘れるわけにいかない。残念なことに鶴氏は、家族責任の不可欠の構成要素としての介護に関する限り 156 号条約の内容を正しく理解していない。1965 年の 123 号勧告から 81 年の 156 号条約に至る 16 年間の国際レベルにおける小さくはない変化を見落とすわけにいくまい。

鶴氏は、家族政策に関する各種の定義を紹介するに当たって、S. B. カーマン他の定義にも言

及する。すなわち、S B.カマーマン他は、「政府が家族に対してあるいは家族のために行う全てのこと」と定義を加えていると紹介した上で、S B.カマーマン他が掲げる「家族政策の手段」⁽⁴⁴⁾についても列挙する。S B.カマーマンが家族政策研究の領域において顕著な業績を記録し、特に家族政策に広い定義を与える代表的な研究者の一人であることを思い起こすならば、正当な目配りである。

しかし、鶴氏は、家族政策の手段の一つとしてS B.カマーマン他が明示する障害を抱えた児童あるいは高齢者を含む成人へのサービス、ならびに家族を対象にする社会サービスのうち、どういうわけか後者に関する限り全く言及しない。S B.カマーマン他は、「女性は介護者（Caretakers）であると陳腐なまでの類型化を行ってはならない」⁽⁴⁵⁾と堅く戒めた上で、介護者を対象にする支援の方法として助言、カウンセリング、教育訓練及び情報の手教を順に示す。示される方法は、拙著『欧米の介護保障と介護者支援—家族政策と社会的包摂、福祉国家類型論—』（ミネルヴァ書房、2010年）に論じたように、その後、家族政策研究はもとより介護保障研究や社会的包摂研究の領域においても介護者を直接の対象にする支援のそれとして広く認められ、欧米諸国とオーストラリアあるいはニュージーランドにおいて制度化されるに至る。S B.カマーマン他は、比較的初期の段階において介護者支援の諸方法を明示したものである。家族政策に広い定義を加えて広い視野を保持すればこそ、可能になった明示である。

残念なことに鶴氏は、S B.カマーマン他の著書を引き合いに出し、しかも、家族政策に関するS B.カマーマン他の広い定義を直接に引用した上でこれに賛意を表しながら、介護者と介護者への支援については完全に見落とすのである。著者たちに失礼な、研究者としての見識が問われる行為ではなかろうか。

鶴氏は、S B.カマーマン他の業績をしばしば引用すると述べた。それは著書ばかりではない。個人論文も引用する。しかし、S B.カマーマンが1995年に公表の論文の中で「日常生活上の援助が必要な要介護者としての高齢者の問題は、近年家族政策の一部として含まれるに至る」⁽⁴⁶⁾と明解に指摘しているにもかかわらず、鶴氏は、この叙述には目をくれない。理解に苦しむ行為である。念のために言えば、95年に公表の論文は、S B.カマーマン他の著書とあわせて鶴氏によってしばしば引用される。にもかかわらず、上に紹介するような介護に関係する叙述は無視される。

社会経済生産性本部福祉政策特別委員会の提言『「次世代のための家族政策の確立に向けて」—家族支援政策は包括的な視点で再構築を—』（2007年）は、日本に「体系的な家族政策が欠けている」との反省から出発しながら、「包括的な家族支援政策」、あるいは「本格的な家族政策」⁽⁴⁷⁾の確立について論じたものである。

提言の表題からも伺い知ることができるように出生率の低下に関心を寄せながら家族政策について論じており、この姿勢は、欧米6カ国（フランス、スウェーデン、イギリス、ドイツ、イタリ

ア、アメリカ）と日本の家族関係社会支出を比較するに当たって、出産・育児休業給付と保育・就学前教育及び家族手当などの計数を引き合いに出すことにも貫かれる。

家族政策を専ら出生率との関わりで理解しようとすることから、外国文献の紹介にも偏りを生ずることになる。すなわち、社会経済生産性本部の提言は、「体系的な家族政策」に関する「基本的な考え方」を論ずるに当たって、経済協力開発機構（OECD）関係閣僚会議報告書（2005年）を引き合いに出し抛り所にする。この報告書は、能動的な社会政策という新しい概念を提示するとし、その内容が第1に、子どもの貧困を削減し、親による家族責任と仕事の両立の支援を通して、子どもの人生最良のスタートを保障する。第2に、働き盛りの人々の社会的排除を防いで労働の機会を保障する。これら2つから構成されると紹介する⁽⁴⁸⁾。

しかし、紹介される2つの内容は、能動的な社会政策の3つの柱として関係閣僚会議報告書に示されるうちの最初の2つについて述べたに過ぎない。3つ目の柱として確かに位置づけられる介護保障については、あたかも盛り込まれていないかのように完全に無視される。報告書は、「質の高い長期介護のニーズに対応しなければならない」として、「介護責任は女性によって担われることが多く、結果として女性に必要以上の負担が掛かったり、女性の労働市場への参加を阻害したりするが、そうしたことがないようにするためにも、高齢者が状況に応じた介護サービスを受けられるようにすべきである」⁽⁴⁹⁾と、介護者への影響を視野に収めながら介護保障の拡充について指摘する。女性の社会的排除を防ぐために、子育てに止まることなく介護責任も視野に収めながらの提起である。かくして3つ目の柱は、2つ目の柱と密接に関連づけられながら提起される。にもかかわらず、能動的な社会政策に位置づけられるのは2つに止まるとして、3つ目の柱は一切紹介されないのである。

社会経済生産性本部の提言は、「包括的な家族政策」とは言いながら、専ら出生率に関心を寄せることから女性の介護責任の問題に関する叙述を忘れ去り、関係閣僚会議報告書の実に不正確な紹介に手を染めるのである。報告書に3つ順を追いながら列挙されるにもかかわらず、何の断りもなく最初の2つだけの紹介に終始することは、報告書を作成した関係閣僚会議に対してそもそも失礼な行為とは言えないであろうか。紹介する者の見識が問われ、そうした紹介を抛り所にする提言の信頼性さえ損なうことになりかねない。

また、社会経済生産性本部が用いる「包括的な家族支援政策」の表現は、諸外国の家族政策研究の中で独自の意味を込めて新たに開発されたものである。すなわち、家族政策の守備領域を子育てに止めることなく要介護者の日常生活上の援助も含めて、文字通り「包括的な」家族政策の形成について論じたものである。しかし、社会経済生産性本部が、問題を子育てに絞り込むことに照らすならば、短くはない研究史の中で新たに開発され広く使用されることになる「包括的な」家族政策の意味を一切理解していないままに、表現だけを借用していることになる。諸外国の家

族政策を扱いながら、諸外国における研究の蓄積を踏まえない借用である。

清水泰幸「フランスにおける家族政策」(2007年)は、フランス会計院が「家族に対する公的支援を一応の家族政策と位置づけて…いる」⁽⁵⁰⁾として、フランスの出産休暇と育児休業制及びこれらを支える所得保障について検討したものである。

氏は、「家族政策について一応の範囲を画する」として既に紹介したように「家族に対する公的支援を一応家族政策と位置づけて…いる。」しかし、家族政策の範囲を広く定めながら、実際に問題にされるのは専ら出生率に関係する制度である。すなわち、所得保障の体系に限っても、出生率を念頭に置くことから家族給付のうち一般扶養手当と乳幼児養育給付などであり、多子家庭ほど低い税率が適用される所得税の優遇措置に止まる。他の「家族に対する公的支援」は、現に広く存在するにもかかわらず完全に無視される。「家族に対する公的支援」と言いながら、言うところの「家族」は、専ら子どもの出産や養育を担う家族に狭く限定されるからである。具体的な制度に関する叙述に照らすならば、家族政策に関する広い定義は、その根拠を失う。

氏は、『家族政策』(2002年)と題するパリで刊行された新書版の著書を参考文献の一つとして利用する。この著書を紐解くならば理解することができるよう、著者たちは、家族の負担として「子どもの養育、家事、高齢者や障がい者の介護」⁽⁵¹⁾を挙げる。あわせて「世代間の諸関係」と題する項目を設けた上で、新しく制度化された個別自立手当(Allocation Personnalisée d'Autonomie, APA)と特別依存手当(Presentation Spécifique Dépendance, PSD)にも言及する⁽⁵²⁾。著者たちは、容易に見て取ることができるように介護を子どもの保育に関わる問題と同列に扱うことから、要介護者に支給される手当も視野に収めている。しかし、清水氏は、こうした内容の著書を参考文献の一つとして巻末に明示し脚注にも引用しながら、介護に関する叙述については完全に葬り去る。しかも、「家族に対する公的支援」を「家族政策…の範囲」に属すると広い定義を加えているにもかかわらず、自ら選び取った参考文献の介護に関する叙述を葬り去る。広い定義を採用する根拠は、フランス語文献の読み取りに照らしても失われる。家族政策を主題として取り上げながら、英語文献を引き合いに出すばかりでフランス語文献に目を通さない研究者が、日本に少なくないだけに、清水氏によるフランス語文献の利用は重要であり至って望ましい行為である。しかし、清水氏のような文献の読み取りを含む扱いが許されるわけではない。

氏の理解は、氏が研究分担者として参加した科学研究費補助金による共同作業にもみて取ることができる。この研究は、「フランスにおける少子化対策法制の総合的研究」と題して江口隆裕氏を代表者に取り組みされたものである。成果報告書によれば「フランスの家族政策は、人口減少に対する国家としての強い危機意識に裏付けられた出産奨励策に始まり、子どもと家族の絆を支援する総合施策としての一般施策への変貌を遂げている」として、「わが国の少子化対策」⁽⁵³⁾もフランスの経験に学ぶところ少なくないと結んでいる。

しかし、ここに示される特徴付けは、フランスにおける家族政策の歴史的推移の重要であるとはいえ一部であるに過ぎない。フランス政府が、1990年代末葉からの政策経験を踏まえながら家族政策の範囲を大幅に変更し、これを家族政策の定義変更と併せて公式に表明した事実は、清水氏を含む共同研究では完全に見失われる。言い換えれば、フランスの家族政策について「変貌を遂げている」と評しながら、少なくとも最近10年あまりの「変貌」に関する限り視野の外にある。家族政策を専ら少子化対策への関心に絞り込むことから生じた結果である。小さくはない「変貌」である限り、詳しい分析を施すか否かはともかく、簡単にでも紹介しなければなるまい。これが、研究、とりわけ事情を異にする諸外国を扱う研究という名に値する作法の一つではあるまいか。

最後に、山田千秀氏（厚生労働委員会調査室）の論稿「フランス及びドイツにおける家族政策—海外調査報告—」（2010年）は、「少子化が進行する中、安心して子どもを産み育てることができ環境を整備することが喫緊の課題となっている」日本の現状を念頭に置きながら、フランスとドイツの「両国における子ども手当に相当する手当や育児休業及びその関連給付をはじめとする家族政策の実情について調査」⁽⁵⁴⁾を行い、その結果をまとめたものである。

山田氏によれば「フランスの家族政策は、かつては家族手当等の経済的支援が中心であったが、1990年代以降、保育サービスへ充実へのシフトし、その後さらに出産・子育てと就業に関して幅広い選択ができるような両立支援の環境整備を強める方向で政策がすすめられている」⁽⁵⁵⁾と評される。

氏の評価は、先に触れた清水氏によるそれと全く同じ問題を孕む。90年代末葉以降、とりわけ2006年に大統領府で開催された家族会議の報告と決議、さらには、この決議に沿って順次法制化された介護者への支援について全く知らないようである。これは、氏が言うところの「両立支援の環境整備」の一環としても位置づけられているのではあるまいか。家族政策について調べるに当たって、フランスを調査対象に定めることは、家族政策の短くはない歴史と現状に照らして正当である。しかし、調査の対象として選び抜いたフランスにおける家族政策の小さくはない変化を見失ってはなるまい。フランスの現地にわざわざ出向くまでもなく、既に紹介したように日本に居ながらにしてフランス政府のホームページからも至極容易に確かめることのできる事実である。残念なことになぜ見失うかと言えば、専ら少子化に関心を絞り込むことから、介護者への支援を視野に収めた家族政策の再構成なぞ関心が及ばないからである。フランスの家族政策の歴史における小さくはない変化は、かくして完全に見落とされる。

専ら出生率に関心を注ぐことからワーク・ライフバランスの理解も欧米諸国はもとより日本政府の公式見解とも異なって狭くならざるを得ない。山田氏は、「ワーク・ライフバランスによってフルタイム労働に及ぼす影響が少なく、子育てと仕事が両立できる」⁽⁵⁶⁾と述べる。

ファミリー・フレンドリーが、母子世帯を念頭に母親の育児と仕事の両立を念頭にアメリカで

生まれ、ワーク・ライフバランスが、この流れを一部継承しながら労働者の性別と婚姻状態とに関わりなく仕事と育児の両立を政策のうちに含むことは、確かである。しかし、内閣府は、仕事と生活の調和推進（ワークライフ・バランス）について、「個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすることである」⁽⁵⁷⁾と、子どもと家族を応援する日本重点戦略検討会議の報告（2008年）を引き合いに出しながら定義を加えている。見られるようにワーク・ライフバランスに言うライフには、育児に止まらず介護も地域活動とあわせて明示される。これが、内閣府による定義である。立法府の事務局を預かる専門の調査員が海外調査に当たって、行政府による公式の定義を忘れ去ってはなるまい。にもかかわらず、忘れたままにフランス調査を手掛けるのは、推測が許されるとすれば専ら出生率の低下を脳裏に焼き付けていたからである。しかし、海外調査の主題をそのように絞り込むからといって、ワーク・ライフバランスに関して最早時代遅れの定義に固執して良いことにはなるまい。内閣府のように正確で国際的な常識にも適う定義を与えた上で、絞り込んだ主題に即した調査が求められる。

内閣府の定義は、国際動向を正確に把握した成果の一つであり、同種の作業は、欧米諸国に広く確かめることができる。たとえばヨーロッパ連合家族諸団体連盟（Confédération des Organisations Familiales de l'Union européenne, COFACE）は、家族生活を含む私的生活と職業生活の両立が、政策課題の一つになっているとした上で、各種の休暇制度について出産休暇や両親休暇及び養子縁組休暇に加えて、障がい者や要介護高齢者の世話に携わる介護休暇などを挙げる。さらに、家族のニーズに対応するサービスについても、学齢期前及び学齢期の子どもの保育に加えて、要介護者を看る介護者の休暇のためのレスパイとケアなどを挙げる⁽⁵⁸⁾。保育はもとより介護を視野に収めることで、内閣府の定義と重なり合う。

ワーク・ライフバランスの表現は、元を辿るならばアメリカの母子世帯を対象に形成され始める。この経緯を考えるならば、アメリカの業績にも言及しなければなるまい。仕事と家族生活の調和に関する問題関心が、当初扶養家族としての子どもの世話に当たりながら仕事に就く母親に置かれてきたことは確かである。しかし、次の段階になると言うところの家族生活は広く把握され、高齢者を含めて理解されるに至る。家族形態も母子世帯に限定されない。ワーク・ライフバランスを主題に90年代初頭にアメリカで公刊された著書⁽⁵⁹⁾は、保育はもとより介護にも独自の章を設けて論ずるなど、両者を仕事と家族生活の両立に関わる課題として同時に位置づける。

山田氏は、ワーク・ライフバランスに関する外国語の参考文献として、フランスの国立人口研究所（Institut National d'Etudes Démographiques, INED）研究員の論稿を挙げる。出生率とワーク・ライフバランスを主題にするそれである⁽⁶⁰⁾。フランスの家族政策とワーク・ライフバラン

スについて知る上では、有益な論稿の一つである。しかし、論稿の主題と内容に照らすならば、ワーク・ライフバランスはもとより家族政策についても専ら出生率に関わって論じており、「フランス及びドイツにおける家族政策」と題する論文を書き上げるためには、特にフランスの最近における家族政策の変化を捉える上では、この参考文献の限界も自明である。

フランスを海外調査の対象に選び取るならば、この国の研究動向を正確に把握しなければなるまい。ワーク・ライフバランスあるいはワーク・ファミリーバランスに関する論稿が公表される時、言うところのライフあるいはファミリーが専ら育児責任として論じられることも、先の研究者の論稿に示されるように確かに存在する。しかし、この国も研究者が言及するように障がい者や高齢の要介護者を視野に収めながら、ワーク・ライフバランスやワーク・ファミリーバランスについて論ずる業績は広く存在する。たとえば労働市場に関する調査研究を手掛ける組織として良く知られる就業調査センター（Centre d'Etudes de l'Emploi）の報告書『フランスにおける仕事と家庭の両立 ―社会法的アプローチ』（2005年）に従えば、「フランスにおいて家族への支援とは、人口問題と子どもの保護の重要性に鑑みて要介護高齢者の介護よりも子どもの保護を重視しがちであるとはいえ、家族は、成人の障がい者と要介護高齢者の日常生活上の援助に関する権利を既に手にしている。…日常生活の上で自立性を欠く子どもや近親者に対する世話と職業活動の両立支援、これが、ワーク・ファミリーバランスである」⁽⁶¹⁾。こうした業績を忘れるわけにいくまい。2006年の家族会議以降における介護者支援の展開にも影響されて、こうした見地は、その後一段と広がりを見せる。

4. 家族政策と社会政策研究者の業績

家族政策は、国際的な常識に従えば社会政策の一環である。社会政策に関するフランスやスウェーデンを含む諸外国の用語集や教科書などに示される家族政策の扱いに見る通りである⁽⁶²⁾。外国の文献を引き合いに出すまでもない。少子・高齢化に関する国際研究委員会編『スウェーデンの家族政策と出生動向』（エイジング総合研究センター、1997年）が、スウェーデンの家族政策は、1967年以降に社会政策の一環として位置づけられていくことになったと指摘するように、フランスと共に家族政策の母国と称賛されるスウェーデンの調査を通して日本にも既に広く紹介され、阿藤氏等や栃本氏あるいは後に紹介する高島昌二氏の論稿にも同様に記述されてきたところである。また、野々山久也氏や藤崎宏子氏など家族社会学分野の代表的な研究者、あるいは、本澤巳代子氏などの法学者によっても、家族政策が社会政策の一領域であると時期を異にするとはいえ共通に指摘されてきた。

こうした動向を念頭に置くならば、日本でも社会政策研究者による家族政策の検討は、他の分

野に籍を置く研究者に比べて一段と旺盛に行われているに違いないと想定することも、あながち誤りとは言い難く、むしろ至って自然な思考である。しかし、日本における社会政策研究を見る限り、家族政策への関心は至って薄く、家族政策研究における影は乏しい。幾つかの事実を紹介しよう。

社会政策学会は、既に120回を超す大会を開催してきたにもかかわらず、家族政策が共通論題の一つに掲げられたことはない。家族政策を数ある分科会の主題に掲げることも僅かに一度（「フランスと日本の家族政策・子ども手当」、120回大会、2010年6月）を記録するに過ぎない。たとえば第109回大会（2004年10月16－17日、於大阪市立大学）の共通論題「少子化・家族・社会政策」は、みられるように家族が共通論題の一部として登場するとはいえ、そこに家族政策の表現はない。この共通論題は、4本の報告を以って構成される。共通論題に家族政策が明示されないことから、4本の報告とも家族政策を主題に示すわけではない。第1報告「少子化の人口学的背景と将来展望」並びに第2報告「女性の就業と出生率の動向」に続く第3報告の服部良子「少子化と家族的責任―家族の子育て費用負担―」は、諸外国の社会政策研究の慣例に従うならば家族政策として論じられるにもかかわらず、報告の中で一度としてさえ家族政策の用語を用いていない⁽⁶³⁾。家族政策への言及は、所道彦氏による第4報告「少子化社会対策と経済的支援―国際比較からみた日本の特徴―」が、「家族に関する社会政策」や「家族の変化を巡る議論と政策対応」あるいは「日本の家族政策の特徴」などの表現に沿って行うに止まる。また、共通論題に「家族」と示されながら、「家族」に関わる「社会政策」として実際に問題にされるのは、「家族」に広く関わるそれではなく論題の冒頭に掲げられる「少子化」に絞られる。これは、服部氏と所氏の報告主題からも伺うことができる。あるいは、家族政策を主題に掲げて開かれた分科会も、既に紹介の主題からも読み取ることができるように「少子化と家族政策」あるいは「育児支援政策」について論じるに止まる。社会政策以外の分野で早くから提起され蓄積されてきた「子育て支援」研究と内容に照らして特段の変化はない。

こうした日本的な特徴を知るにつけ、社会政策の定義における内外の相違が影響しているに違いないと考えることは、一定の根拠を持つ。日本における社会政策は、長らく労働力政策あるいは労働政策として位置づけられてきたことから、子どもの出生と養育に関わる家族生活に殆ど関心を払ってこなかった。僅かに言及したとすれば、労働者状態の分析、すなわち、夜勤明けの労働者が自宅に帰って睡眠を取ることに伴う家族、とりわけ子どもの生活場所への影響の限りである。労働者状態論の一部としての検討であることから、そこに政策問題への言及はない。さらに、家族政策に対する関心の驚くほどの低さは、その後の社会政策に関する定義の変化と研究領域の拡大にもかかわらず、今日も厳然と存在する。前節までに取り上げた研究成果は、いずれも社会政策学会に所属しない研究者によって世に問われ、主として少子化を巡る議論の素材として活用

されたものである。また、20世紀の末葉から21世紀初頭の時期に公刊された社会政策教科書、例えば西村豁通・荒又重雄編『新社会政策を学ぶ[第2版]』(有斐閣、1999年)や成瀬龍夫『総説現代社会政策』(桜井書店、2002年、増補改訂版、2011年)でも、「少子・高齢社会」に言及し、あるいは、社会政策を「福祉の向上を直接目的とする公共部門の政策」と広く定義して「児童手当・子ども手当」や「保育サービス」に言及しながら、両教科書に家族政策の表現さえ確かめることは出来ない。石畑良太郎・牧野富夫編著『社会政策』(ミネルヴァ書房、1995年、2002年、新版、2003年)や同『よくわかる社会政策』(ミネルヴァ書房、2009年)も、実に多くの研究者の参加を得て編集されているとはいえ家族政策の表現は一度としてない。

玉井金五・大森真紀編『社会政策』(世界思想社、1997年、新版、2000年、三訂、2007年)は、家族政策の表現を「家族的責任と社会政策」と共に社会政策教科書としては初めて用いる。しかし、家族政策の政策手段は、「出産・育児手当」や「児童手当」あるいは「保育」に限定され、言うところの「家族的責任」や家族政策に介護は含まれない。さらに、坂脇昭吉・阿部誠編著『現代日本の社会政策』(ミネルヴァ書房、2007年)は、家族政策と題する項を設けた上で日本における家族政策の歴史的な展開と課題について指摘する。数ある社会政策教科書の中では、最初の試みである。しかし、家族政策の定義は、阿藤誠氏のそれを直接に引用し依拠することから、政策の範囲も「子どもを持つ家族の福祉向上」に狭く限定される。また、久本憲夫『日本の社会政策』(ナカニシヤ出版、2010年)も家族政策の項を設ける。坂脇昭吉・阿部誠編著と同じく以前の社会政策教科書にはない編成である。しかし、「家族政策・少子化対策」と題して論ずることに示されるように、家族政策と少子化対策とが同じ意味で理解されることから、問題にされるのは、少子化に対応する「家族や子育て支援」の限りである。同じ見地は、「少子化対策としての家族政策」について論じる玉井金五・久本憲夫編『少子高齢化と社会政策』(法律文化社、2008年)にも、みることができる。

家族政策に払われる社会政策研究者の関心や独自の貢献は、家族社会学分野に比べても低い。家族社会学の分野では、少なくとも1970年代前半に公刊された著書を見る限り「家庭対策」や「家庭政策」について論ずる成果(山手茂『現代日本の家族問題』亜紀書房、1972年、増補版、81年)の他に、家族政策と題する章を独自に設けてアメリカの家族政策研究も視野に収めながら論じる著書も公刊される(望月嵩他『家族関係と家族福祉』高文堂出版社、1973年)。家族政策は、「家族を対象とし家族福祉を目的とする社会的政策」⁽⁶⁴⁾として、法学者によるそれと同じように広い定義が与えられる。家族政策への家族社会学者の言及は、著書に限って言えば望月嵩他編『現代家族の危機—新しいライフスタイルの設計—』(前掲)にも確かめることが出来る。さらに、飯田哲也他編著『家族政策と地域政策』(前掲)や藤崎宏子「老人福祉サービスの家族要件にみる家族政策のゆくえ」(森岡清美監修『家族社会学の展開』培風館、1993年)、下夷美幸「家族政策の歴史

的展開—育児に対する政策対応の変遷—」(社会保障研究所編『現代家族と社会保障—結婚・出生・育児—』東京大学出版会、1994年)、田間泰子「少産化と家族政策」(井上俊他編『家族の社会学』岩波書店、1996年)、西下彰俊「高齢期家族の家族政策」(野々山久也編『論点ハンドブック家族社会学』世界思想社、2009年)、川田菜穂子「家族と住宅政策」(野々山久也編、前掲)あるいは畠中宗一「家族と国家政策」(井上真理子編『家族社会学を学ぶ人のために』世界思想社、2010年)などに示されるように、家族社会学者による家族政策研究は、社会政策研究者のそれよりも遥かに早い時期から取り組まれたに止まらず、保育に加えて介護も広く視野に収めながら検討を加える業績も既に1980年には存在し、今日まで引き継がれる⁽⁶⁵⁾。家族政策に関する狭い定義は、家族社会学の分野ではやや例外的な存在であり、今日に至るまで総じて広い定義を加えてきたことの所産である。

こうした事実を確かめるだけでも、日本の社会政策研究者による家族政策への関心の低さや独自の貢献の乏しさを知ることができよう。

もとより日本の社会政策研究者による独自の作業が全くないわけではない。貴重な成果には、忘れることなく言及しなければなるまい。

大塩まゆみ『家族手当の研究—児童手当から家族政策を展望する—』(法律文化社、1996年)は、家族政策を表題の一部に掲げる著書としては社会政策研究者の業績の中でも最も初期の成果であり、今日もなお数少ない成果である。氏は、国際社会保障協会の1982年の定義、すなわち、「家族政策は、家族の福祉向上と家族機能の強化を目的とする。つまり、家族の抱える問題を軽減し家族のニーズに応じて家族の福祉を向上させることを目的とする」⁽⁶⁶⁾と広い定義を採用する。その上で、家族政策は、家族手当などの所得再分配政策を始め家族計画に示される人口政策、児童はもとより障がい者、老人などの要扶養家族とケアする家族を支援するための保健福祉サービス、子どもと女性の福祉に関する政策、これらから構成されると述べ、このうち広義の家族手当は、児童手当や出産手当はもとより老人介護手当も含まれると、これも広い定義に沿って政策手段を包括的に列挙する⁽⁶⁷⁾。日本の家族政策研究にしばしば見られる定義と政策目的あるいは政策手段との不一致は、大塩氏に関する限り全く無縁である。氏の少なくとも96年の単著に示される見地は、専ら少子化や保育などに関わってだけ家族政策を論ずる傾向の著しく強い近年の日本の研究動向の中であって独自の存在である。同時に、家族政策研究の国際動向とも一致し実に丹念な分析を施す成果であるにもかかわらず、独自の存在であることから、数多の家族政策研究者によって殆ど顧みられなかったことも、残念ながら事実である。

氏の96年の単著に示される見地と、先に敢えて断りを入れている。その意味はこうである。氏は、96年の著書以降にも少なくない論稿を精力的に公表するが、取り上げるのはいずれも児童手当であり、「老人介護手当」を含む広く家族手当ではない。また、ケアする家族を支援する保健福

祉サービス等に関する論稿は、公表していない。

大塩氏の 96 年における理解は、翌年に公刊された高島昌二『スウェーデンの家族・福祉・国家』（1997 年）にも同様に確かめることができる。高島氏は、同書の 13 章「スウェーデンの家族政策と高齢者福祉」の中で、「家族政策とは、家族生活の安定と福祉を目的とする家族に関する諸政策の総体を意味する。スウェーデンの場合、家族政策の具体策が社会保障政策に基づいて行われていることから、最近では単に社会政策（socialpolitik）といわれている」⁽⁶⁸⁾として、家族政策に広い定義を加えた上で、養育費立替金制度や児童手当金、育児有給休暇、保育サービスなどに加えて近親者介護有給休暇制度と障害児介護手当金を家族政策の一環として紹介する。広い定義を採用すればこそその制度の位置づけであり、分析の対象として選び取った国を異にするとはいえ、大塩氏が児童手当に止まらず老人介護手当も家族政策の政策手段の一つとして列挙したことと、内容に照らして重なり合う。

社会政策研究者として家族政策について精力的に論稿を重ねるのは、所道彦氏である。氏は、「家族政策の国際比較研究では、『家族』とは『未成年の子どものいる家族』を指し、高齢者を含めることは稀である」⁽⁶⁹⁾、あるいは「西ヨーロッパの『家族政策』は、子どもとその家族に焦点が当てられており、高齢者について議論することはまれである」⁽⁷⁰⁾と述べて、家族政策に狭い定義を与えた上で国際比較の作業を手掛ける。しかし、氏の作業には幾つかの疑問を呈さなければならない。

まず、「西ヨーロッパの『家族政策』は、…高齢者について議論することはまれである」との指摘は、先の引用に当たって出典を示したように 1999 年から 2001 年にかけてはもとより 2009 年の論稿でも繰り返される。しかし、これは、百歩譲って少なくとも 2009 年の論稿に即して言えば事実の裏づけを持たない。それというのもフランスの 2006 年に開かれた家族会議は、既に紹介したように世代間の連帯を主題にし、障がい児や障がい者はもとより高齢の要介護者の日常生活上の援助に当たる介護者とその支援について議論を重ねている。会議に提出された報告とこれを踏まえた議論が、その後の介護者支援の法制化の拠り所となり家族政策の定義に関する政府見解の変更に連なったことは、言うまでもない。スウェーデンと共に家族政策の母国と称されるフランスの事象を念頭に置くならば、所氏の指摘は事実の裏づけを持たない。

さらに、氏は、「家族政策の国際比較研究では、高齢者を含めることはまれである」と評するに当たって、S B.カマーマン他の共著『イギリスとカナダ、ニュージーランド及びアメリカにおける家族の変容と家族政策』（1997 年）を引き合いに出し、S B.カマーマン他は、「子どもを持つ家族に関する政策に言及するのであって高齢者に関わる政策は別の範疇として分析の対象から除外する」⁽⁷¹⁾と述べていると紹介する。しかし、これでは、S B.カマーマン他の理解を二重の意味において不正確に紹介することになる。

第 1 に、S B.カマーマン他の 97 年の文献の紹介は、著者たちが明確に述べる理論的な見地を考

えるならば正確さを欠く。氏等は、97年の著書の冒頭において以下のように述べる。「家族政策の用語は、家族役割を担う個人のために、あるいは集団としての家族のために一定の目的を達成するべく明確に定められた法律や規則、諸手当と諸計画を含む。我々は、ここでは家族政策の用語を子どもを持つ家族に絞って用いており、高齢者に関する政策は別の領域に属する者として扱われる」⁽⁷²⁾。容易に理解することができるように著者たちは、家族政策に広い定義を与えた上で、尚、本著では狭い定義、すなわち、子どもを持つ家族を対象に家族政策を論ずると述べている。所氏は、自らが仮に狭い定義を採用するにしても、少なくともS.B.カマーマン他の見解を引き合いに出す限りS.B.カマーマン等の見解を正確に紹介した上でのことでなければならぬ。

第2に、S.B.カマーマン他は、97年の著書に先立つ共著『家族政策—14カ国の政府と家族—』（1978年）では、「家族政策は、家族を対象に家族の利益のために政府が手掛けるすべての諸施策である」⁽⁷³⁾と広い定義を与えた上で、高齢者と障がい者を対象にする社会サービスも家族政策の一環として位置づけ分析に進む。このために著者たちの用いるケアテイカーズ（Caretakers）の表現は、共著の公刊された当時の事情を反映して単一ではなく二重の意味、すなわち、保育の担い手に止まらず家族などから構成される介護者の意味でも用いられる⁽⁷⁴⁾。保育とは別に対人社会サービスが家族政策の政策手段として明示される⁽⁷⁵⁾のも、政策対象として子どもに止まらず障がい者や高齢者あるいはこれらの要介護者を看る介護者を広く視野に収めるからである。

ちなみに78年に公刊された著書は、所氏が引き合いに出す97年の著書にも参考文献の一つとして忘れることなく示される⁽⁷⁶⁾。家族政策に関する97年の定義は、既に78年の著書に見ることができることに照らしても、あるいは、2冊の著書が共に家族政策の国際比較を主題にすることからも、もっともな示し方である。しかし、所氏は、少なくとも氏の論稿を見る限り97年の著書に目を通す限りであって、19年前に同じ著者たちの成果として世に問われた著書を視野に収めていない。78年の著書における家族政策の定義を知っていたならば、97年の著書に示される定義の正確な理解もあるいは可能であったのではないかと考えると、何とも残念なことである。

S.B.カマーマン他が78年の著書に示す見解は、『ソーシャルワーク百科辞典』（1995年）に寄稿した氏個人の論稿にも示される。すなわち、S.B.カマーマンは、「高齢者は、家族政策の一対象として位置づけられてこなかった…。しかし、最近では、介護の必要な要介護者としての高齢者の問題は、家族政策の一部としてしばしば包括される」⁽⁷⁷⁾と指摘する。所氏の99年の論稿よりも4年早くに公表された成果における指摘である。所氏は、この論稿についてのご存じないようである。結果として家族政策を巡る最近の動向を視野に収めることなく作業を重ねることになる。S.B.カマーマン他のごく一部の業績に目を配るだけで、しかも、視野に収めた著書についてさえ、著書の主題に関わる家族政策の定義に関して冒頭に示される叙述を正確に読み取ることなく自説の裏づけとして援用することは、はたして許される作法であろうか。

所氏は、日本における家族政策の課題と展望と題して3つの問題領域を取り上げる。「少子化と家族政策」を始め『多様化する家族』『不安定化する雇用』への対応』及び「介護保険制度の改革と家族」、これらである。このうち最後の介護保険制度に関わっては、施設へのアクセスの制限や介護サービスの利用者負担の引き上げが行われるならば、家族の役割が絶対的に増加することから、「家族介護を前提にしたシステムへの回帰という流れになっていく…」⁽⁷⁸⁾のではないかと危惧の念を示す。

しかし、介護保険制度は、要介護度5もしくは4と認定されてサービスを受ける要介護者の援助に当たる介護者の終日介護に如実に示されるように、当初から家族介護を前提にしたシステムである。介護保険の制度化を巡る議論に際して「介護の社会化」なる表現が、他の先進諸国と明らかに異なって頻繁に用いられたが、無償の介護を前提にする制度であることを考えるならば、社会化なる表現は正確さに欠ける。アメリカを始めとした6カ国（イギリス、オランダ、スウェーデン、フランス、イタリア）の在宅サービスに関する国際比較研究が、早くも90年代初頭に明らかにしたように「要介護者に提供されるサービスの70－80%は、家族によって提供される。…家族は、要介護者のための介護サービスの主要な供給者である」⁽⁷⁹⁾。こうした評価を肯定する見解は、その後も広く確かめることができるとはいえ、否定する見解は、欧米諸国に一つとして存在しない。あるいは、杉本貴代栄氏の監訳になる著書『ジェンダーと福祉国家－欧米におけるケア・労働・福祉－』（2009年）に語られるように「すべての国において、圧倒的多数のケアは私的なものであり（…）、無報酬である。高齢者のケアに関してあるレポートは、EUの15加盟国とノルウェーの私的なケアが、公的なケアの5倍も普及していることを示している」⁽⁸⁰⁾のである。日本が、スウェーデンやノルウェーなどの北欧諸国よりも遥かに普遍的な制度を採用するならば、無償の介護労働を前提にしないと評してもあながち誤りとは言えないかもしれない。しかし、家族政策類型化論や福祉国家類型化論を通して国際的にも良く知られるように、日本はそうした制度を採用する国ではない。それゆえ、所氏の危惧する事態は、言うところの「回帰」ではなく「家族介護を前提にしたシステム」の強化に他ならない。

さらに見過ごすわけにいかない論点がある。氏は、上の紹介した分析、とりわけ高齢者介護に関する分析を家族政策に関する定義、すなわち、「西ヨーロッパの『家族政策』は、子どもとその家族に焦点が当てられており、高齢者について議論することはまれである」と述べた上で行うのである。しかも、高齢者介護とその担い手としての介護者を家族政策に包括するべきであるとは指摘しないままに、介護保険制度の分析へと進む。家族政策に狭い定義を加えた上で、これに明らかに抵触する高齢者介護の検討を手掛けるのである。分析の一貫性は自ら消え失せる。これでは、家族政策の何たるかについて読者の混乱を招くだけではないであろうか。

氏は、「比較のなかの家族政策－家族の多様化と福祉国家－」（2003年）でも「子育て」に加え

て「介護の支援」や「家族内介護を支援するような理由付け」を「家族を支援・強化する施策」、すなわち、家族政策の領域に属するとして付け加える⁽⁸¹⁾。氏の99年や2000年の論稿を引き継ぐ内容であり、2009年に公表の論稿にも継承される。家族政策が歴史的に形成され実に旺盛な研究成果を記録する「西ヨーロッパの家族政策」について、「高齢者について議論することはまれである」との理解を表明しながら、「介護の支援」を家族政策の領域の一つに加える態度は、果たして読者の理解を得ることが出来るのであろうか。

家族政策に関する古典的な名著を含む代表的な文献を正確に読み解き、家族政策を巡る最近の動向も視野に収めながら作業を進めて戴きたいものである。日本の社会政策研究者として例外的な存在と言えるほどに家族政策に関する論稿を旺盛に公表し、国際比較の作業に長けているだけに、大きな期待を寄せるものである。

おわりに

これまでに取り上げた論稿の他にも、同様の問題を指摘することができる。柳沢房子「フランスにおける少子化と政策対応」（2007年）は、表題からも何うことができるように出生率との関わりでフランスの家族政策を論じたものである。1998年に第1回が開催されて以降毎年開かれる家族会議が、この国の「家族政策の決定・遂行に大きな役割を果たしている…」⁽⁸²⁾と正しく認識しながら、2006年の家族会議が世代間の連帯を主題に開かれ、介護者を直接の対象にする体系的な支援について提起したことに一言なりとも触れていない。これも問題関心を専ら出生率に絞込むことから生じる結果である。フランスの家族政策を主題に取り上げるにもかかわらず、家族政策についてフランス政府が公式に認める新しく大きな変化について視野の外に放り出すとは、国立国会図書館調査及び立法考査局の職責に照らして、局の公刊物『レファレンス』に掲載される論稿として十分な要件を満たしているのであろうか。

欧米の家族政策に関する日本人研究者の数多くの論稿⁽⁸³⁾は、既に指摘した問題を同様に抱える。

家族政策に関する欧米の古典的な文献さえ、少なくとも1940年代以降の文献に関する限り高齢者の扶養や介護に関する提言を含んでおり、こうした流れは、その後の国際比較を含む家族政策研究に継承されると共に、1940年代以降における介護者研究の蓄積と介護者支援の法制度化を契機に広がりを見せる。問題は、調査研究の動向に止まらない。

フランス政府が2006年以降に家族政策の定義を拡げ、これを公式に発表している事実も厳然としてある。ヨーロッパ連合委員会の公式文書『世代間の連帯の促進』（2007年）は、家族政策が「家族の状態に影響を及ぼす一連の公共的な諸政策である」⁽⁸⁴⁾との定義を加えながら、子どもはもとより日常生活上の援助を要する障がい者あるいは高齢者への手当やサービスを家族政策の政策手段

として紹介する。あわせてリスボン宣言を引き合いに出しながら介護保障の拡充に言及する。ヨーロッパ連合のすべての加盟国が、子どもはもとより介護を要する近親者の世話に当たる人々を寄り良く支援するために相互に学びあい、これを通して家族生活を取り巻く条件の改善を図ることを目的に、ヨーロッパ家族同盟（European Alliance for Families）の設立に同意するのも、同様の動きである。

家族政策の発祥の国としてフランスはもとよりフランスを含むヨーロッパ諸国におけるこうした動向を無視するならば、研究対象として自ら選び取った国々の実際の姿に目を閉じたままの作業にならざるを得ないと言え、やや言い過ぎであろうか。あるいは、既に紹介した比較的最近の動向を視野の外に投げ出したままの家族政策研究は、いったい日本において許されるのであろうか。

出生率の低下を危惧し、これに突き動かされながら欧米の家族政策研究を手掛けることは、それはそれとして理解できないわけではない。同時に、出生率の低下はもとより労働力の女性化は、家族形態の多様化とも相俟って介護者の供給源を危うくしていることもこれまた確かである。これを忘れ去ったままの家族政策研究は、はたして許されるのであろうか。少子化が日本政府の重要課題として位置づけられる一方において、介護者支援が先進諸国の中では例外的なまでに今日もお政策課題に位置づけられていないからといって、研究者がこれに迎合し政府の掲げる政策課題に沿いながら専ら少子化を念頭に置く家族政策研究に心を奪われることは、そもそも研究者の社会的な役割に照らして正しい身の処し方であろうか。また、欧米の家族政策を研究の対象として自ら選び取りながら、かの国々の研究者はもとより政府機関が家族政策の定義や手段を再構成していることを知らないままの作業など、外国研究としてどれ程の意味を持つのであろうか。何がしかの意味があるとすれば、欧米の家族政策の正確な姿について伝えることなく、誤解を拡げるに過ぎないと評するならば、やや言い過ぎであろうか。そうした作業の不幸は、研究者ではなく広く国民が背負うことになる。

- (1) 「シンポジウム報告 少子化対策を考える国際シンポジウムー日本、スウェーデン、フランスー」『自治体チャンネル』2007年5月号。
- (2) Anne Skevik, Family policy, in Tony Fitzpatrick et als, International encyclopedia of social policy, Vol.1, Routledge, 2006, p.45.
- (3) 栃本一三郎「家族政策を考える（5）ーソーシャル・ポリシーとしての家族政策ー」『児童手当』21（3）、1991年、2頁。
- (4) 栃本一三郎「家族政策を考える（2）ーソーシャル・ポリシーとしての家族政策ー」『児童手当』20（10）、1990年、9頁。

- (5) Alva Myrdal, Nation and family, the Swedish experiment in democratic family and population policy, Kegan Paul, Trubner & Co., Ltd, 1945, pp.343-353.
- (6) Sheila B. Kamerman et Alfred J. Kahn, Family policy, government and families in fourteen countries, Columbia University Press, 1978, pp.486-487.
- (7) W. Dumon et als, Family policy in EEC-countries, Commission of the European Communities, 1990, pp.113-115.
- (8) Leon Tabah et Christine Maugue, Démographie et politique familiale en Europe, La Documentation Française, 1989, pp.61-68.
- (9) Conseil Economique et Social, La Politique familiale française, Journal Officiel, 1991, p.159.
- (10) Patrice Legrand, Dépendance et solidarités, mieux aider les personnes âgées, rapport de la commission présidée par M. Pierre Schopflin, La Documentation Française, 1991, pp.153-158.
- (11) Claude Martin, Le Genre des politiques de prise en charge des personnes âgées dépendants, Travail, genre et sociétés, No.6, 2001, p.88.
- (12) 阿藤誠編『先進諸国の人口問題—少子化と家族政策—』東京大学出版会、1996年、36頁。
- (13) 同上、237頁。
- (14) W. Dumon et als, op.cit., pp.15-16 et pp.113-114.
- (15) Ibid., p.1.
- (16) W. Dumon et T. Nuelant, Trends and development in 1992, technical annex, European Observatory on National Family Policies, 1994, pp.55-62.
- (17) Conseil Economique et Social. op. cit., p.159.
- (18) 小島宏「家族政策の基本原則（下）」『海外社会保障情報』110号、1995年、82頁。
- (19) 小島宏「家族政策の基本原則（上）」『海外社会保障情報』109号、1994年、20頁。
- (20) 阿藤誠編、前掲、36頁。
- (21) Patrice Legrand, op.cit., pp.153-154.
- (22) Frederic Lesemann et als, Les Personnes âgées, dépendence, soins et solidarités familiales, comparaisons internationales, La Documentation Française, 1993, pp.79-85 et pp.88-90.
- (23) Cour des Cpmptes, Les Personnes âgées dépendants, Les Editions des Journaux Officiels, 2005, pp.267-269 et pp.343-346, Conseil Economique et Social, L'Impact de l'allongement de la durée de vie sur les systèmes d'aides et de soins, Les Editions des Journaux Officiels, 2007, pp.21-23.
- (24) Hannelore Jani-Le Bris, Aide aux aidants, prise en charge familiale du grand âge en France, CLEIRPPA, 1993, p.28, Hannelore Jani-Le Bris, Family care of the older elderly, France, European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions, 1993, pp.18-19.
- (25) L.Hantraise et M.-T.Letablier, Familles, travail et politiques familiales en Europe, PUF, 1996, pp.152-153.
- (26) Ministère de la Santé et des Solidarités, les Solidarités entre générations, rapports remis au ministre en charge de la famille, La Documentation Française, 2006, pp.107-114.
- (27) France, Les Nouveaux thèmes et priorités de la politique familiale, p.4, <http://www.vie-publique.fr/politiques-publiques/famille/priorites/>. France, Politique publiques la politique de la famille (1990-2007),

- chronologie, p.13. <http://www.vie-publique.fr/politiques-publiques/famille/chronologie>. 2009年4月9日閲覧、2011年3月3日閲覧。
- (28) France, La Politique de la famille, choronologie generale.
http://www.vie-publique.fr/dossier_polpublic/famille/chrononos/chrono-generale/ 2007年12月12日閲覧。
- (29) Marc de Montalembert et als, La Protection sociale en France, La Documentation Française, 2008, pp.153-157.
- (30) Commission of the EU, Promoting solidarity between the generations, COM(2007)244final. 2007, p.4.
- (31) European Women's Lobby, Intergenerational solidarity, the way forward, proposals from the NGO Coalition for a 2012 European year for active ageing and intergenerational solidarity, European Women's Lobby, 2008, p.8.
- (32) Karin Wall et als, Critical review on research on families and family policies in Europe, conference report, Family Platform, 2010, pp.49-50 et p.133.
- (33) 上村泰裕「家族政策の大転換は可能か？」(電通総研レポート、2000年3月、非公刊、1頁、5頁、鈴木えりこ『超少子化一危機に立つ日本社会』集英社新書、2000年に引用。)
- (34) 同上、1頁。
- (35) Anne Hélène Gauthier, The State and the family, a comparative analysis of family policies in industrialized countries, Clarendon Press, 1996, p.1, p.193 et pp.206-207.
- (36) 都村敦子「家族政策・男女平等と社会保障」『大原社会問題研究所雑誌』526・527合併号、2002年9・10月、23頁。
- (37) 同上、25頁。
- (38) Gunnar Myrdal, Population, a problem for democracy, Harvard University Press, 1940, p.xiii, pp.113-118, pp.122-136, p.157 et p.165.
- (39) Alva Myrdal, op.cit., p.183, p.205, p.232, p.247, p.302, pp.331-332, p.343, pp.350-352 et p.362.
- (40) 鶴宏史「家族政策研究(その1) 一家族政策の概念と今後の課題に関する考察一」『親和女子大学教育専攻科紀要』10号、2006年、34頁。
- (41) 外務省「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、2頁。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/3b_001.html. 2011年2月9日閲覧。
- (42) ILO, C156 workers with family responsibilities convention, 1981, p.2.
<http://www.ilo.org/ilolex/cgi-lex/convde.pl?C156>. 2011年2月9日閲覧。
- (43) Ibid., p.2.
- (44) 鶴宏史、前掲、35頁、37頁。
- (45) Sheila B.Kamerman et Alfred J.Kahn, Family policy, government and families in fourteen countries, op.cit., p.486.
- (46) Sheila B.Kamerman, Families overview, in Richard L.Edwards et als, Encyclopedia of social work, 19th edition, National Association of Social Workers, 1995, p.929.
- (47) 社会経済生産性本部福祉政策特別委員会『次世代のための家族政策の確立に向けて一家族政策は包括的な視点

で再構築をー』社会経済生産性本部、2007年、1頁、2頁、4頁。

(48) 同上、2頁。

(49) OECD, Extending opportunities, how active social policy can benefit us all, summary report, OECD, 2005, p.10. OECD出版局『機会拡大ー積極的な社会政策は、いかに我々の役に立つかー日本語要約ー』OECD出版局、2005年、7頁。

(50) 清水泰幸「フランスにおける家族政策」『海外社会保障研究』161号、2007年、50頁。

(51) Jacques Commaille et als, La Politique de la famille, La Découverte, 2002, p.57.

(52) Ibid., p.46.

(53) 江口隆裕他「フランスにおける少子化対策法制の総合的研究ー科学研究費補助金成果報告書（平成21年5月30日現在）ー」2009年、5頁。

(54) 山田千秀「フランス及びドイツにおける家族政策ー海外調査報告ー」『立法と調査』310号、2010年、3頁。

(55) 同上、4頁。

(56) 同上、7頁。

(57) 内閣府「仕事と生活の調和とは（定義）」<http://www.cao.go.jp/wlb/towa/definition.html>.
2011年2月15日閲覧。

(58) COFACE, Position de la COFACE sur conciliation de la vie familiale, de la vie privé et de la vie professionnelle et prevention de la pauvreté et de l'exclusion sociale, COFACE, 2008, pp.1-2, p.5 et pp.9-10.

(59) Bradley K. Goodins, Work/family conflicts, private lives-public responses, Auburn House, 1991, pp.199-244, Deborah J. Swiss et Judith P. Walker, Women and the work/family dilemma, how today's professional women are finding solutions, John Wiley & Sons, Inc, 1993, pp.214-215, Marianne A. Ferber et als, Work and family, policies for a changing work force, National Academy Press, 1991, pp.64-86 and pp.192-193.

(60) Olivier Thevenon, Does fertility respond to work and family-life reconciliation policies in France ? , in Noriyuki Takayama et als, Fertility and public policy, how to reverse the trends of declining birth rates, MIT-Press, 2009, pp.231-261.

(61) Marie Thérèse Letablier et al, Concilier travail et famille en France: approches socio-juridiques, Centre d'Etudes de l'Emploi, 2005, p.15.

(62) Anne Skevik, Family policy, in Tony Fitzpatrick et als, op.cit, p.454, Michael Lavalette et Alan Pratt, Social policy, second edition, Sage Publications, 2001, p.70, Pete Alcock et als, The Blackwell dictionary of social policy, Blackwell Publisger, 2002, pp.85-88, Marie-Thérèse Join-Lambert et als, Politiques sociales, Presses de la Fondation Nationale des Sciences Politiques, 1994, pp.434-451, Asa Lundqvist, Family policy paradoxes, gender equality and labour market regulation in Sweden, 1930-2010, The Policy Press, 2011, pp.130-131, Pete Alcock and als, The Student's companion to social policy, third edition, Blackwell, 2008, pp.170-172, Cliff Alcock and als, Introducing social policy, second edition, 2008, pp.381-401, Paul Spicker, Social policy, themes and approaches, revised second edition, The Policy Press, 2008, p.21, p.45, p.69 and p.103.

(63) 服部良子「少子化と家族的責任ー家族の子育て費用負担ー」社会政策学会編『少子化・家族・社会政策』法律文化社、2005年、38頁、51頁。

- (64) 山手茂「家族政策」、望月嵩他『家族関係と家族福祉』高文堂出版社、1973年所収、277頁。
- (65) 望月嵩他編『現代家族の危機—新しいライフスタイルの設計—』有斐閣、1980年、240頁、243頁、244頁、259頁、264—270頁。
- (66) 大塩まゆみ『家族手当の研究—児童手当から家族政策を展望する—』法律文化社、1996年、23頁。
- (67) 同上、103頁。
- (68) 高島昌二『スウェーデンの家族・福祉・国家』ミネルヴァ書房、1997年、73頁。
- (69) 所道彦「家族政策の国際比較—現状・課題・方法に関する一考察—」『海外社会保障研究』127号、1999年、53頁、同「家族政策の国際比較」『社会政策学会誌』第3号、御茶の水書房、2000年、139頁。Michihiko Tokoro, A Comparative perspective on family policy developments: Britain and Japan, 『社会政策学会誌』第5号、御茶の水書房、2001年、258頁。
- (70) 所道彦「日本の家族政策の特徴—国際比較の視点から—」『社会福祉学習双書』編集委員会『社会福祉概論Ⅰ』全国社会福祉協議会、2009年、217頁。
- (71) Michihiko Tokoro, op.cit., p.258.
- (72) Sheila B.Kamerman et Alfred J.Kahn, Family change and family policies in Great Britain, Canada, New Zealand, and the United States, Clarendon Press, 1997, p.3.
- (73) Sheila B.Kamerman et Alfred J.Kahn, Family policy, government and families in fourteen countries, op.cit., p.3.
- (74) Ibid., p.486.
- (75) Ibid., p.5.
- (76) Sheila B.Kamerman et Alfred J.Kahn, Family change and family policies in Great Britain, Canada, New Zealand, and the United States, op.cit., p.453.
- (77) Richard L.Edwards et als, op.cit., p.929.
- (78) 所道彦「日本の家族政策の特徴—国際比較の視点から—」前掲、223頁。
- (79) Frédéric Lesemann et Claude Martin, Home-based care, the elderly, the family and welfare state: an international comparison, University of Ottawa Press, p.14 et pp.259-260.
- (80) メリー・ディリー／キャサリン・レイク著 杉本貴代栄監訳『ジェンダーと福祉国家—欧米におけるケア・労働・福祉—』ミネルヴァ書房、2009年、55頁。
- (81) 所道彦「比較のなかの家族政策—家族の多様化と福祉国家—」、埋橋孝文編著『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房、2003年、268頁、270頁。
- (82) 柳沢房子「フランスにおける少子化と政策対応」『レファレンス』2007年11月号、90頁。
- (83) 少子・高齢化に関する国際研究委員会編『フランスの出生動向と家族政策—少子・高齢化に関する国際研究—』エイジング総合研究センター、1998年、原俊彦「ドイツの出生動向と家族政策」『北海道東海大学紀要人文社会科学系』13号、2000年、同「ドイツ—オランダ語圏諸国の低出生率と家族政策」『人口問題研究』59巻1号、2003年、同「オランダの出生動向と家族政策」『北海道東海大学紀要人文社会科学系』16号、2003年、日本労働研究機構欧州事務所『フランスの家族政策—両立支援政策及び出生率上昇の背景と要因—』日本労働研究機構欧州事務所、2003年、家計経済研究所『フランス・ドイツの家族生活—子育てと仕事の両立—』国立印刷局、2006年、樋口美雄編著『少子化と日本の経済社会—2つの神話と1つの真実—』日本評論社、2006年、増田雅暢『これ

でいいのか少子化対策—政策過程からみる今後の課題—』ミネルヴァ書房、2008年、駒村康平「次世代のための家族政策の確立に向けて—家族支援政策は包括的な視点で再構築を—」社会経済生産性本部、2007年、渡辺彩「日本の家族政策—子育て支援、子育て支援の在り方—」『現代社会文化研究』43号、2008年12月、丸尾直美『地域別にみた出生動向とその要因に関する調査研究—出生率に影響する雇用・労働条件と家族政策—』こども未来財団、2008年、本澤巳代子 ベルト・フォン・マイデル編『家族のための総合政策Ⅱ—市民社会における家族政策—』信山社、2009年、神尾真知子「日本の少子化対策の現状と課題—フランスの家族政策からの提言—」『市政』58巻11号、2009年11月、松村祥子「フランスの保育と子育て支援」『社会福祉研究』107号、2010年、西村憲次「フランス社会保障視察から学んだもの」『福祉のひろば』497号、2011年3月、藤井威『福祉国家実現に向けての戦略—高福祉高負担がもたらす明るい未来—』ミネルヴァ書房、2011年。

(84) Commission of the EC, Promoting solidarity between the generations, op.cit., p.4 et pp.6-7.